

鈴鹿文化会館建築工事に於ける  
ブラネタリウム排煙設備免除願ひ

ブラネタリウム天井及び壁面上部がスクリーンとなるため排煙口等の  
設置が機能上困難となります。従って、建築基準法施行令第 126条の 2  
第 1項第 4号の規定によるものと同様以上に火災の発生の恐れのない  
構造である事を承認していただくようお願い申し上げます。

昭和 61年 5月 日

三重県知事 展受

住 所 三重県鈴鹿市神戸一丁目18号

申請者

氏 名 鈴鹿市長 野村伸三郎



設 計 者 株式会社 東畑建築事務所名古屋事務所

建築士事務所 名古屋市中村区名駅三丁目25-9(堀内ビル内)

今倉邦彦

- 1 設 置 場 所 鈴鹿市西条土地区画整理事業区域内 第 56街区
- 2 ブラネタリウム床面積 173.12㎡
- 3 ブラネタリウム構造
- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 屋根   | 下地 - 鉄骨耐火被覆 (石綿吹付け 厚 30) |
|      | 仕上 - ステンレス長尺葺 (耐火 30分)   |
| 腰壁   | 下地 - コンクリート              |
|      | 仕上 - 磁器タイル貼              |
| 天井   | 下地 - 軽量鉄骨                |
|      | 仕上 - アルミスクリーン            |
| 椅子   | 上張 - 防災処理難燃椅子張           |
| 間仕切壁 | - 防火区画 (甲種防火戸)           |

4 近県に於ける排煙免除事例

14~18mの設備館

1. 石川県立中央児童館	昭和 53年	176㎡
2. 富山市科学文化センター	昭和 54年	241㎡
3. 一宮地域文化広場	昭和 56年	254㎡
4. 各務原市少年自然の家	昭和 56年	201㎡
5. 安城市文化センター	昭和 56年	176㎡